

名古屋大学附属図書館高木家文書調査室

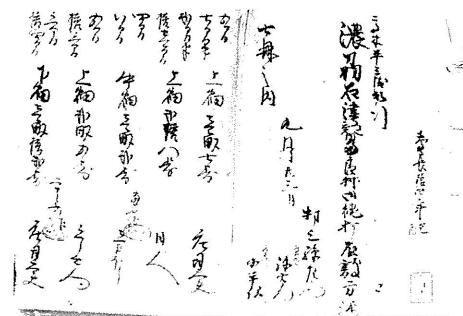
高木家文書調査報告 Ⅱ

一九七三年三月

(口 絵)



天保元(1830)年 西高木家屋敷図



慶長14(1609)年 檢地帳
高木平兵衛知行 濃州石津郡内多良村御縄打屋敷方帳



元和9(1623)年 時多良家付覚

目

次

まえがき

調査室運営

1 運営委員会・小委員会記録

2 高木家文書・滝川家文書展示会

3 本学所蔵以外の高木家文書調査

4 閲覧

分類・整理

1 分類項目

2 分類・整理の方法（補足）

整理済み文書の概要

1 文書整理の進展状況

解題

まえがき

高木家文書調査五ヵ年計画の第二年度が過ぎようとしている。今年度は、軍事、家臣、財政、吉事、村入用などを中心に、七〇〇〇点の整理を終了し、昨年度とあわせて一六〇〇〇点になった。

本調査報告書では、今年度の運営委員会の経過報告をし、整理作業の到達段階を明らかにし、かつ本年度整理済みの文書のなかから主たるもの適宜取りあげ、その仮解題をすることにする。

二年間の分類、整理作業を経た現在、高木家文書の全貌を明らかにするにはほど遠いが、基本的なところは徐々に整理がつきはじめている。そこで、来年度から、整理済みの文書にかぎり閲覧に供することになった。

そのためにも、本調査報告書が当面の手がかりとなれば、幸いである。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によつて作成された。とくにⅢはもっぱら同室員の執筆するところである。

一九七三年三月

I 調査室運営

↑ 運営委員会・小委員会記録

(1) 第一回運営委員会 四月一二日

この運営委員会で確認された第二年度整理事業計画はだいたいつきのようなものである。昨年度は主として基本的な史料を整理してきたが、今年度もそれをひき継ぎ、財政、家臣、家政などを整理の対象とし、点数としては約一一〇〇〇点を目標にする。同時に、本文書の特徴のひとつである治水制度、治水工法を踏まえた整理方針(○添箱)整理のための準備作業をする。これには第一に、近世における治水制度、治水工法を踏まえた整理方針の検討と、第二に、「調査報告一」に記されたように、一九三二年から三七年にいたる調査、整理の成果の受継ぎ方の検討が含まれる。また昨年度は業者の都合でうまくゆかなかつた破損史料の補修をする。そのほかに、高木家の旧領地の現地調査、一週間規模の展示会を計画する。

整理事業計画はだいたい以上のようなものであり、承認された。

第二年度整理費支出計画は、分類、整理のピッチをさらにあげることを目的として、補助員の増員のために予算の増額を要求することを追加して、承認された。

一九七二年度の運営委員及び調査室のスタッフはつきのとおりである。

文学部教授	佐藤進一(小委員会委員)
同 助教授	網野善彦
教育学部教授	結城陸郎
法学部教授	平松義郎(小委員会委員長)

経済学部教授	塩沢君夫(委員長)
理学部教授	舩口敬二
医学部教授	岡田博
工学部助教授	島田静雄(小委員会委員)
農学部助教授	片岡順
教養部助教授	伊藤忠士(小委員会委員)

室長 塩沢君夫
室員 西田真樹
補助員 岸本知子
同 羽鳥百合子(七月二〇日退職)
同 句坂和子
同 山下美智子(八月一日付)
同 牧敬子(二月五日付)

(2) 第一回小委員会 四月十九日

まず平松教授を委員長に選出した。つぎに、第一回の運営委員会で出された予算の一〇%増額要求は、商議員会で了承され、評議会の審議に付されるとの報告があった。今回の小委員会の議題は、「調査報告一」の配布についてと、高木家現地調査の件であった。前者については、学内、学外で四二五の配布先が決められた。

る高木家文書をはじめ、関連史料の調査、採訪については、その必要性が確認され、第三年度の計画に組みこむべく、計画案を煮つめていくことになった。

高木家文書の閲覧は、あまり細かなルールを作ることはやめ、閲覧上の注意事項程度にし、そのほかは図書館の諸規程を準用することにした。

(7) 第三回運営委員会 二月二〇日

本年度の調査室の経過報告のあと、第三年度の整理事業計画の討論に入った。討論は主として高木家文書関連史料の調査、採訪の件に集中された。小委員会の検討により作成された計画案は、当面、公共機関以外に所蔵されている高木家文書に限定し、その調査、採訪のための経費を相当額算出していた。討論の結果、この計画の必要性からいって、一定の経費は当然予想されるものの、それを従来の予算枠外に別途にたてるのではなく、枠内での消化に努力し、結果的に増額要求というかたちになるのも止むをえないのではないか、ということになり、その線で予算案を作ることになった。

2 高木家文書・滝川家文書展示会

展示会は一月二七日から一二月二日まで一週間、図書館視聴覚室にておこなわれた。およそ二三〇名の参加者があった。参加者には展示史料を簡単に解説したパンフレットを配布した。高木家文書の展示は、年貢収取過程を史料的に跡づけることを主眼にし、つぎのような種類と配列にした。

△展示テーマ▽

旗本の領地支配―主として年貢収取―
△展示史料目録▽

A 土地関係

- 一、朱印状写
 - 二、濃州石津郡多良村御縄打水帳
 - 三、美濃国石津郡之内郷村高帳
 - 四、土岐郷風景
 - 五、地所改野帳
 - 六、新田御改帳
 - 七、損地引方年限覚帳
- 寛永六（一六二九）年八月 一点
慶長一四（一六〇九）年九月 七点
寛政一二（一八〇〇）年七月 五点
文久二（一八六二）年三月 一点
弘化四（一八四七）年三月 五点
文政三（一八二〇）年一〇月 五点
享和二（一八〇二）年一一月 二点

B 戸口関係

- 一、時多良家付覚
 - 二、宗門御改帳井ニ五人組帳
 - 三、宗門一札
 - 四、墨色調帳
- 元和九（一六二三）年九月 一点
明和五（一七六六）年三月 三点
文政三（一八二〇）年三月 九点
万延元（一八六〇）年九月 一〇点

C 年貢関係

- 一、午之御取箇割付之事
 - 二、米納送り書付
- 安永三（一七七四）年一一月 八点
明治元（一八六八）年一〇月 八点

三、時多良村々米納出役中御用留込帳

嘉永二・三（一八四九・五〇）年一〇月 二点

四、米納帳

明治元（一八六八）年一〇月 三点

五、御勘定目録

安永三（一七七四）年一二月 七点

六、御勘定目録尻書上帳

天保一三（一八四二）年一二月 二点

七、享保十八年冬元文三年迄未進覧

天明八（一七八八）年一二月 一点

八、乍恐以書付奉願上候御事

弘化二（一八四五）年一一月 三点

九、奉差上御請書之事

午一二月 二点

十、乍恐奉願候御事

安永元（一七七二）年一二月 一点

十一、指上申御請書之事

元文五（一七四〇）年三月 三点

十二、上り地証文下書

天保八（一八三七）年一二月 一点

十三、つぶれ家付上帳

天保八（一八三七）年一二月 一点

D その他

一、西高木家屋敷図

文政一三（一八三〇）年 一点

（以上 二五種九二点）

3 本学所蔵以外の高木家文書調査

(1) 伊東春夫家（三重県桑名郡多度町香取）

伊東家は、元来、同郡上之郷村の村役人をやっていた家で、明治になってから香取に移転してきたという。

上之郷村はいわゆる輪中地帯にあり、したがって治水をめぐっての村役人伊東家と水行奉行高木家との係わりは歴史的に存在したわけである。

一〇月一五日の私的な調査によれば、いつの時代にかは記していないが、「高木様より致拝借帳」との付紙つきで、つぎの三点が保存されていることがわかった。

『勢州桑名川通御料〔私領〕村々連判一札』元禄一六（一七〇三）年一月

『〔勢〕州多度郡桑名川復御手伝普請之内堀御見分之節模様積り替候帳』年代不明

『〔勢〕州多度郡堀築尾改帳』安永二（一七七三）年六月

『口荒四郎殿・井沢弥惣兵衛殿』内堀御見分之節模様積り替候帳 年代不明

(2) 蓬左文庫（名古屋市東区徳川町）

本文庫に文書の一部が保存されている東高木家とは、西高木家の祖、貞利の弟である貞友を祖とし、同じく交代寄合の格式をもつ、知行高一〇〇〇余石の旗本の家柄である。領地は、多良郷の宮村、松之木村、名及村、欠脇村、上原村、時郷の下村、堂之上村、上村、細野村、打上村、時山村で、その多くはほかの二家と相給になっている。

ところで、西、東、北の高木三家はそれぞれ自立した旗本である。と同時に、参勤、治水は三家年番でこれに当り三家は一体のごとくである。こうした性格は、当然高木家の研究のさい、考慮されなければならない点であるから、分類、整理も可能なかぎりで連絡を付けておく必要がある。

蓬左文庫では、一九七四年度に目録を刊行する予定で、現在、分類、整理をすすめている。所蔵されている東高木家文書は約三〇〇〇点と言われているが、正確な数はまだ明らかではない。

現在までに整理が済んだところによれば、家督、吉事、仏事などにわたる家政関係、一八一〇年代の上村・

時山村間の山論関係文書（八冊）、一七世紀中葉（寛文—延宝期）と一八世紀後半以降の年貢勘定目録、元禄一六（一六九五）年以降幕末までの触書、江戸留守居方と在所との往復書簡、などが主な内容である。

4 閲 覧

来年度から、整理済みの文書にかぎり、閲覧に供することになった。その閲覧については、本図書館の諸規程を準用するほか、当分のあいだ、以下の注意事項によるものとする。

- ・ 閲覧場所は書庫内キヤセルとする。
- ・ 史料は館外へ持ち出してはならない。
- ・ 史料の複写は、鉛筆による筆記のほかはしてはならない。
- ・ そのほか、室員（係員）の指示に従うものとする。

II 分類・整理

1 分類項目

整理の過程で分類項目を手直しし、また小項目の設定も進んだので、全体を整理しなおして、つぎに掲げる。

B 支 配										A 大項目									
5 4 3 2 1					4 3					2 戸 知 行 地					1 中項目				
願 法 書 令					村 政 役					寺 社 林 野					地				
(1) 暮村法	(3) 村入法	(1) 用法	(1) 況	(1) 成法	(1) 其他	(1) 小物	(1) 物成	(1) 其他	(1) 勘定	(1) 目錄	(9) 奉公人	(7) 五人組	(5) 宗門人	(3) 札	(1) 人別改帳	(3) 土地台帳	(1) 高帳	小項目	
(2) 家法	(2) その他	(2) 年貢関係願書	(8) 緣組願書	(6) 送り状	(4) 人数増減	(2) 宗門改帳	(2) 高帳												

家政										巡見			
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	4	3	2
仏事	吉事	学芸	書籍	家作	規式	交際	書状	日記	家督	系譜	宝治水	水論	巡見
(1) 仏事	(1) 婚姻			(3) 調度品	(1) 多良屋敷	(1) 贈答留式	(5) 尾張藩家臣奉書	(1) 大老奉書	(3) 台所方日記	(1) 御用日記	(1) 家史	(2) 系図	
	(2) 禮子縁組			(4) 屋敷圖	(2) 江戸屋敷	(6) 本願寺門跡書狀		(2) 老中奉書	(4) そその他	(2) 留守居方日記			
								(4) 若年寄奉書					

E				F				G			
治		勤				家					
水		役				臣					
1	3	2	1	4	3	2	1	10	9	8	7
役	軍	參	幕	そ	家	勤	分	救	災	一	山
儀	事	勤	府	の	他	仕	限	濟	害	揆	訴
(3)	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(3)	(1)		
武	軍	仮	參	沙	そ	屋	相	勤	士	分	
		養		汰	の	敷	続	取	立	限	
術	役	子	府	書	他			向	出	帳	
(2)		(2)	(2)			(2)	(4)	(2)		(2)	
軍		初	而	留	縁	退	退	醫		扶	
		備	御	守居	組	身		詞		持	
			目	方							
			見	御							
				用							
				狀							

		G			財 政			1 収 支			(1) 収 支 見 積			(2) 蔵 米 収 支		
		H 維新・明治			2 村請支 出			3 借 財			(1) 村請支 出			(3) 金銭 収 支		
I 雜		3 経 営	2 學 事	1 國 事				(3) (1) 家 計	(1) 維 新 変 革	(1) 借 財	(1) 村請支 出	(2) 農 業	(2) 郡 表	(4) そ の 他		

△変更の要点▽

「領地」の項の「寺社」と、「家政」の項の「仏事」とは内容において重複の可能性があると思われるが、前者は領地内の寺社の独自な宗教行為に関するものに内容が限定されており、後者は高木家自身の神仏の宗教的営みを内容としている。以上の内容規定をここに改めて明らかにしておく。

「領地」の項の変更是、つぎの「支配」の項と関連するのであるが、「村況」、「村絵図」の二中項目を削除する。

「家臣」の項は分類の結果このような大巾な変更になってしまった。まず、家臣団をトータルに促えることができるものを「分限」とした。つぎに、個々の家臣の「取立、出仕」に始まり、「退身」に終る、主君にたいする「勤仕」に関するものを第二の中項目に一括した。その小項目は表の如くである。「勤向」のなかには、出勤簿、休暇願、賞罰などが含まれている。さらに、相続、隠居、婚姻、養子、拌領屋敷などの家臣の「家」に関するものを第二の中項目とした。以上の枠に収まらないものを、最後に「その他」として一括した。

「勤役」の項については小項目の設定のみである。まず第一に、「幕府」の項に「留守居方御用状」を付けてわえた。「幕府」の項は、「高木氏の江戸における勤仕関係文書と、それに関して出てくる『沙汰書』などの幕府関係文書」との内容規定が与えられていた(『調査報告』一八ページ)。この内容規定からすると「江戸留守居方」関係の文書は全てここに括られることになる。しかし、本分類では、文書の成立に重点を置いた職掌別の分類方法はとらず、基本的には内容別によっているので、たとえば「家政・日記」項の「留守居方日記」「家政・家作」項の「江戸屋敷」というようになっている。「留守居方御用状」を「幕府」の項に分類したのも同じ根柢によっている。すなわち、『沙汰書』は内容的には幕府の命令、告示、行事などを日々伝える單なる記録にすぎないが、それが高木家に保存されたのは、旗本として常に幕府中枢の動静を知っておかなければならぬという、まさに「勤仕」との密接な関連においてである。「留守居方御用状」は、そのような幕府と

の関係がさらに高木家に具体化されたことによって、言いかえれば、『沙汰書』によって大名、旗本に一般的に布告されたことが高木家のところにまで降りてきたことによって、成立したものである。したがってこの中には、幕閣差出しの回状留や、それについて在所へ指示を仰ぐ留守居方の御用状、それへの在所よりの返事、などが含まれる。改めて「幕府」の内容規定をすると、幕府のさまざまな指示、命令にたいする高木家の対応に関するもので、内容的に多岐にわたり一定の分類では納まりきれないもの、としておこう。

「勤役」の項でつぎに説明しておかねばならないことは、「参勤」の項の小項目の設定についてである。「初而御目見」、「仮養子」はともに家督関係として分類している先例もあるが、ここでは「参勤」としておいた。というのは、まず「初而御目見」は必ずしも嫡子の披露、ないしは幕府によるその承認とは関係ないからである。本来、旗本、大名は江戸に定住するのが原則であった。この事は、地方に赴任したり、帰国、帰邑するさいは、形式的に「御暇を賜わる」といっている事からもわかる。つまり、當時「御目見」しているのが普通であり、「初而御目見」とは、その最初にすぎないわけである。したがって、「勤役」としてとらえるのがより適切である。これと同じく、「仮養子」についても、「御暇」の間に江戸に置いておく「代人」（「人質」）の意味で、結果的には家督相続する場合もありえたであろうが、やはり主旨は「勤役」の一形態である。

「家政」の項の「吉事」を「婚姻」と「養子縁組」とに分けることとした。「婚姻」には婚姻そのものと、そのほかの吉例（「箸揃」、「帯解」など）を含んでいる。「養子縁組」の中には結果として家督相続をするものも含まれるが、結果的にそう言えるのみであって、必ずしも当初から明らかになつてはいない。むしろ、幕府との関係において、家督相続は正確に現われるので、ここでは養子に出したものも、養子をとつて家督を継がせたものも、一括しておいて支障はない。

「財政」の項では、「收支」の項の小項目を変更し、表のようにした。まず財政の予算書とでもいべき收支の見積書を先頭に掲げた。つぎに、藏米の収支に関するものをもつてきた。この項は「年貢」との境界を決めるのがなかなか困難ではあるが、『調査報告』に示した定義（一七ページ）により、^注貢米が最終的に村の手を離れた段階、すなわち「御藏方」が作成する文書を、「藏米収支」の項の最初とし、「台所方」で消費されるまでを含んでいい。『金錢収支』についても同様である。「収支」の項目はこれで完結したわけではなく、今後、順次付けくわえられるはずである。

同じく「財政」の項では、あらたに「村請支出」という中項目をたてた。これは、人足、職人の賃錢や、川除入用などに関するもので、領主側からの支払いを示している。しかし實際の清算では、その分だけ本年貢を免除するというかたちをとっており、したがって、当事者への支払いそのものは村請となっている。これは領主財政のなかの「形態」であり、その特殊性をそこなわないために、別項目とした。

最後に、「維新・明治」の項では中項目の順序を入れかえてあることを指摘しておく。公的なものをさきに出した。「経営」の項では、「家計」、「農業」、「日記」、「その他」と、現在考えうる範囲で項目をたてておいた。なお、ここで関連させて触れておかなければならないことは、全項目にわたって、廢藩置県以後にあたる文書をどう処理するかについて保留してあるということである。とくに、領主権力との関連が深い項目については配慮が必要である。

2 分類・整理の方法（補足）

高木家文書には、これまでに何度もわたって、高木家自身の手で整理が行われたらしい形跡がある。その

ような、ある意味での作為にたいして、現在にいたって何らかの判断を下すことは、研究のための文書利用の段階ならともかく、分類・整理の段階では避けるべきことである。しかし、明らかに不慮の混入と判断せざるをえないばあいが、ややもするとある。また、不慮の混入とは判断がつかないまでも、ほかに分類しておいた方が利用上都合がいいばあいもある。こうしたときは、カードを二枚作り、目録上で重出させることとし、とにかく文書の残り方については、いつきい手を触れないことを原則とする。

つぎに、一括された文書の整理について補足しておく。右に記したように、過去のある段階で整理され、一括されたばあい、そのほとんどは紙袋（包紙）に入れられている。このばあいは、その紙袋（包紙）の表書を、一括された文書のまとめの標題とし、一括のカードにとつてきたり。しかし、それがどのような形で一括されているかについては表示してこなかった。また、これまで文書の本体と紙袋（包紙）との関連は、カードの形態の欄に「包紙共」と併記することによって表示してきたが、内容が複数になつたばあい、その表示の原則は必ずしも貫けなかつた。これら二つの整理上の弱点を修正するために、つぎのような原則を作ることにする。すなわち、包装なし袋入されている文書はその内容が一点のばあいにかぎり「包紙共」、「紙袋共」をカードの形態欄に併記し、内容が複数であるばあいは、一括のカードにのみ、一括の形態である「紙袋」、「包紙」を記入することとする。一括カードの形態欄に記入のない場合は、それらは紐で括られていることを示す。こうすることによって包紙の存在を明確にし、包紙なりの文書的意味を生かすことができる。

III 整理済み文書の概要

1 文書整理の進展状況（一九七三年二月二八日現在）

分類記号	分類項目名		整理番号	点数
大中小	大 中	小		
A 2 2	領 地 戸 口	宗門改帳	198~202	5
		宗門一札	91~92	2
B 3 3	支 配 村 政	村 入 用	1あ~74か	377
C 1 1	家 臣 分 限	分 限 帳	1あ~10	13
		扶 持	1~64	89
C 2 3	士 帳		1~49	51
		勤 仕 取 立・出 仕	1あ~13	22
D 2 1		誓 詞	1あ~72	326
		勤 向	1~46い	52
D 2 2		退 身	1~24	28
		家 相 続	1~29	75
D 2 3		縁 組	1あ~52	128
		屋 敷	1~4	5
D 3 1	そ の 他	そ の 他	1~32	93
D 1 1	動 役	幕 麻 沙 汗 書	1あ~64	598
		參 勤 參 府	1~128 ²⁰	1204
D 2 1		初而御 目 見	1~5お	10
		仮 養 子	1あ~11	52
D 3 1	軍 事	軍 役	1~16	32
		軍 備	1あ~18	286
D 3 2		武 術	1あ~203	436
F 6 1	家 政	規 式 規 式	52~54	3
F 7 3		家 作 調 度 品	41~48	8
F 10 1		吉 事 婚 姻	1~272	1773
G 1 1	財 政	収 支 収 支 見 積	1~58い	74
G 2 2		藏 米 収 支	1~249	263
G 3 3		金 錢 収 支	1~725	791
G 2 1	村 請 支 出	村 請 支 出	1~125	141
G 3 1	借 財 借 財		1~79	142
		計		7079
	第一~第二年度通算			16016

2 解題

(1) 村入用

この項に分類されている文書は、「御役人馬^并村入用御印紙帳」と呼ばれるものである。領内の全村について毎年作成されたものである。その内容をみると、年次によつて必ずしも一定しないが、多良郷のほとんどの村と時郷の一部の村のばあい、つぎの三つの部分から構成されている。第一に、「御役人馬」と呼ばれている部分と第二に、「村入用」あるいは「夫銀之覚」としてある部分、第三は、各農民負担分の書きあげで、「小前付」と呼ばれているばあいもある部分である。少なくとも後二者はどの文書もそなえている。したがつて、たとえ「夫銀」などと表現されているものがあつたとしても、基本的に村入用帳であることにはちがいがないわけである。その上で問題にされなければならないことは、「御役人馬」であり、それが村入用と併記されていることの意味についてである。

まず「御役人馬」の内容についてみてみると、土木工事、荷物運搬、駕籠かきなどの「人足」と、「荷馬」がその内容である。「荷馬」には当然馬子が付くのであるから、どちらにしても人による労働力の提供である。さらにそれが、軍事調練場の地ならし、勝地畔所大工手伝、室原まで女中両懸持人足、用人渡辺佐次右衛門駕籠人足など（以上は明治元年のばあい）であることから、明らかに領主にたいして労働力を提供しており、言いかえれば、領主による労働力の徴発、「夫役」である。「御役人馬」が主として多良郷の村に片寄つており、時郷の村々はほとんどないのも、このような実際的な労働力徴発にとって、時郷の方が奥地にあるという不便な地理的条件が影響していると考えられる。

つぎに、この「夫役」と村入用とが帳簿上いかなる関連で併記されているのかをみる。「人足」および「荷

馬」は、一人銀一匁、馬一疋一匁三分（明治元年のばあい）で計算されている。その合計は直接その村で負担するのではなく、「大割江可出役振り」とされているように、郷段階でのほかの諸入用とともに「大割」として郷内各村に割りつけられる。しかし、「大割」の操作はこの文書には出てこないで結果のみが記される。郷段階での文書は、たとえば『夫銀大割帳』（明治元年、多良郷九ヶ村）である。こうして村高に比例して配分された分を「大割当り」といい、「御役人馬」を出した村は実際の労働力ですでにその一部を負担しているのであるから差引き清算をし、残りを村入用と合計し、村内の各農民の持高に比例して割りつけ（＝「小割」）ていく。以上の操作からわかるように、「御役人馬」と「村入用」のあいだには郷の介入が必要であり、とりあつかいにおいてそれぞれは区別されていることがわかる。

以上のように、この文書は、明らかに性格のちがうものが、記載上で区別されているとはいえ、一つの文書の内容となつており、結果的には両者未分離の形で農民の負担とされてしまうことを示している。それは、この文書の性格を厳密に規定していくうえで留意しなければならない点である。同時に、高木家支配村々の村入用それ自体の性格の評価にかかる問題でもある。その意味で、史料上、おうおうにして、「夫銀」と表現されていることは注意すべきことであろう。なおこの文書は後の「財政」項の「村請支出」と内容的に深い関連をもつてゐる。

『御役人馬^并村入用御印紙帳』の存在をつぎに表示する。

(次ページに続く)

(2) 分限帳

この頃に分類した分限帳関係文書のなかのほとんどは「御家中分限録」、「御家中御宛行帳」と名づけられたものである。内容は同じで、役名、人名、給米（給金）、扶持米が書きつらねてある。ただし、天保期以降のものしか残されていない。

天保五（一八三四）年四月付の『御家中御宛行覚』によれば、「士分」（家老、用人、側用人、江戸留守居、給人、目付、近習、医師、側中小姓、小姓、徒士）二一人にたいして、給米五五。九石、給金二二両、扶持米六〇。三石をあてがい、「士外」（足軽、草履取、中間、門番）八人にたいして、給金六両二分、扶持米二五。五石を与えている。この年は「御省略中」ということで、多くの者に暇が出されているから、これが家臣団のすべてではないし、扶持米その他も節約されている。また、「士分」、「士外」の区別に注意を要する。

このほかに、「士分」には徒士格が含まれるようであり、「士外」には足軽格、武先が含まれている。これら

の家臣團内の身分については、軍役との関連でみていく必要がある。

(3) 扶持

「扶持」の頃は三つのグループに分けてある。第一は「給扶持」（給米と扶持米のこと）を家臣ごとに書きあげてある帳簿である。系統的には残されていらず、文化四（一八〇七）年付のものが今のところもっとも古い。ほとんどが年月日不明の覚書様のものである。このグループのなかで異色のものは、慶応元（一八六五）年一月付の『御足輕御中間共他行飛脚雜用當時御定之覚』である。これは足軽、中間が飛脚に出るばあい、その食事代と小遣錢の支給額を距離によって定めたものである。

第二のグループは、実際に「給扶持」を渡した時の文書である。「御借上」ということで、割引きして支給

されていたことがわかる。その多くは賀年号である。第三のグループは以上二つのグループに入りきらないものまとめおいた。

この項と関連して、「村請支出」を参照する必要がある。中間、足軽、武先、徒士など足軽格などの扶持の、村請的側面をみることができる。

(4) 帳

ここでは家臣の名謹的なものを一括し、「士帳」という名称で代表させた。『士帳』は正式の名称を「御家中士帳并御役付」という。内容は、役職と氏名、それに花押が書きそえてある。ただし、花押は省略されるばあいもある。一人で数役を兼ねていたことがわかる。たとえば、文政三（一八二〇）年付のもので、伊藤幾右衛門の項の記載はつぎのようである。

「
安永九年

文化十五寅正月帰役

御用人

伊藤幾右衛門

文化十四酉四月 忠慈（花押）

川通御用掛見習

当辰五十三

大目付兼帶

文化十五寅正月

御領分方帰役

文化十二亥八月

小穀御蔵奉行

義倉掛

同十四子マ七月

文政二卯十二月

御米藏立会

川通御用掛

『士帳』は天明五（一七八五）年付から慶応二（一八六六）年付まで二九冊しか保存されていないが、それには貼紙が重ねてあり、一つが数年にわたって使用されていたことがわかる。したがつて、この文書を整理することにより、高木家の職制および家臣団構成と、それぞれの八〇年間あまりの変遷をつかむことができる。

そのほかこの項には、足軽、足輕格、中間など「士外」の者の幕末における席順を示した文書、明治初年の『士籍書』などが含まれている。『士籍書』の一つは明治三（一八七〇）年に笠松県へ提出したものとの写しで『高木広家來士籍書』である。それぞれの家臣の家族、家督を継いだ年、宗旨、壇那寺、居住地などについて詳細に書きあげてある。

(5) 誓詞

この項には、あらたに家臣として取り立てられたときや、主君の代替りのときに提出された誓約書が分類されている。大きくわけて二つの種類がある。その区別は「士分」か「士外」かで付けられている。

前者は、「起請文前書之事」として、それぞれの役職上の誓約事項を箇条書にした半紙と、「梵天帝釈、四大天王云々にはじまり、違約のばあいはそれらの神仏の罰をこうむるべし」という意味のことを記し、署名、血判をした牛王宝印とを継ぎあわせたもので、家老あてに提出されている。家老の起請文は、同じ形式で、「上」あてとなっている。

これにたいして後者は、「差上申一札之事」、「差上申御請書之事」として誓約事項を箇条書にし、署名、捺印した半紙のみで、牛王宝印を使ってはいらない。宛所は「台所方」の役人である。「士外」は家臣団を構成するとはいえ、実質的には農民と分離しがたい側面をもっている。「士分」との、誓約の形式による区別は、一面ではこのことの反映といえよう。他面、そうであるからこそ、「士外」の者の誓約事項の一項目として、「何事によらず不正之儀は村方ニ組不仕候事」を必ず誓わせざるをえないである。

総じて、役職にそった誓約事項の分析は、職務の内容、領主権における位置、農民支配との関連などを知るうえで重要である。

誓詞は約二五〇点残されているが、主として近世後期のものである。とくに「士外」のものは一八三〇年代以降に偏在している。「士分」の誓詞については、一七世紀末頃のものもまばらにはあるが、多くは一八世紀後半のものである。

(6) 勤向

高木家では、幕末に、領内を通る勢州街道の勝地峠に番所を設けていた。おそらくそこへの足軽、中間の出

勤簿だと思われるものが、安政六（一八五九）年から慶応四（明治元）（一八六八）年までの分が残されている。慶応四年付の『当番出勤簿』には『通行人付留帳』が續いてあわされており、この年の領内の人の出入が記入されている。

このほか、病氣などによる休暇願など家臣の勤務ぶりについての文書が含まれている。

(7) 沙汰書

「殿中御沙汰書」、「御沙汰書」、あるいは「聽書帳」と呼ばれている。『日本歴史大辞典』（河出書房新社）に事項説明があるので長くなるが引用する。「徳川幕府の布令・布告。幕府は諸大名・旗本への告示・諭告、官吏の任免、拝謁・参詣などの典礼およびその他の行事に至るまで、すべて謄写して即日、御目付より諸役所に領布した。これが殿中御沙汰書と名づけられた。これの領布をうけることができない諸寺院や御用商人などは御目付の属吏に委託し、いくらかの費用を出し、領布をうけた。これは頼みといわれ、属吏・御目付部屋坊主の役得になっていた。この殿中御沙汰書により城中の動静が明らかとなり、御機嫌奉仕などに際し、便宜がえられた。」現在までの調査では、この説明に、諸寺院や御用商人ばかりでなく旗本も、おそらく費用を出して、領布をうけたことを付けくわえておく必要がある。さらに形態的にいうと、多くは表紙もなく、記載期間の一一定しないまで一帳とされおり、あるばあいにはそれらばらのものが一年分まとめられて、仮綴じされていたりすることから、筆写していくて、ときに応じて適當な量を一帳に綴じ、高木家に送りつけ、高木家ではそれを受けとったままに積んでおいたり、あるいは一年分をまとめ、表紙を付けて綴じあわせたりしたものと思われる。したがって、ばらばらのままのものは年代判定が困難である。幸い、月ごとの「御用番」として、老中・西丸老中・若年寄・西丸若年寄・寺社奉行・町奉行・勘定奉行（勝手方・公事方）、目付らが

月初めに必ず列挙してあるので、この組みあわせにより、巾をもった成立年代を割りだすことができる。あとはそれをめどに記載内容を諸文献に照合し、年代を推定する。この『沙汰書』の内容は『徳川実紀』でほとんど確認でき、ばあいによつてはそれを補いうるという利点を持っている。

高木家文書には天明元（一七八一）年から慶応三（一八六七）年まで残されており、欠如部分はつきのようである。ただし、年代を推定したものが多く含まれるが、いま、それが正確であるとして整理しておいた。

天明元	（一七八一）年	一月	一日	～同年	五月三〇日
天明元	（一七八一）年	七月	七、九、一一、一三、一五、一七日		
天明三	（一七八三）年	一月	一日	～天明七（一七八七）年	三月二九日
天明七	（一七八七）年	四月	二日	～同年同月	三〇日
天明七	（一七八七）年	六月	一日	～同年八月二九日	
天明八	（一七八八）年	八月	一日	～同年同月	三〇日
寛政元	（一七八九）年	九月	一四日	～同年同月	二九日
寛政四	（一七九二）年	三月	一日	～同年一二月	三〇日
寛政八	（一七九六）年	二月	一日	～同年九月	三〇日
寛政九	（一七九七）年	八月	一日	～同年同月	三〇日
寛政一〇	（一七九八）年	一月	一日	～同年同月	一〇日
寛政一〇	（一七九八）年	一月二九日	～同年三月	三〇日	

寛政一〇	(一七九八)年	五月	一日～同年一二月二〇日
寛政一一	(一七九九)年	三月	一日～同年同月三〇日
寛政一二	(一八〇〇)年	三月	一日～同年同月三〇日
享和元	(一八〇一)年	四月	一日～同年同月二九日
文化元	(一八〇四)年	一月	一日～同年同月一五日
文化二	(一八〇五)年	一月	一日～文化一〇(一八一三)年一二月三〇日
文政元	(一八一八)年	七月	一日
文政三	(一八二〇)年	七月	三日～同年同月一二日
文政四	(一八二一)年	五月	一二日
文政四	(一八二一)年	一月	五日
文政五	(一八二二)年	七月二一	日
文政六	(一八二三)年	三月	一日
文政七	(一八二四)年	二月一〇日	～同年六月二九日
天保元	(一八三〇)年	三月二九日	～同年同月三〇日
天保二	(一八三一)年	一月二九日	
天保二	(一八三一)年	五月	一日～同年六月三〇日
天保二	(一八三一)年	九月	一日～同年一月三〇日
天保三	(一八三一)年	一月	一日～同年同月三〇日
天保四	(一八三三)年	六月	一日～同年同月五日
天保四	(一八三三)年	九月	一日～同年一〇月二九日
天保六	(一八三五)年	一月	一日～同年同月二九日
天保七	(一八三六)年	七月三〇日	
天保八	(一八三七)年	四月	一日～同年六月二九日
天保一〇	(一八三九)年	三月	一日～同年同月二九日
天保一一	(一八四〇)年	六月	一日～同年同月三〇日
天保一二	(一八四一)年	四月	一日～同年同月二日
天保一二	(一八四一)年	四月二四日	～同年同月二九日
天保一二	(一八四一)年	六月	一日～同年同月一三日
天保一三	(一八四二)年	三月	一日～同年同月二九日
天保一三	(一八四二)年	一二月	一日～安政元(一八五四)年九月二九日
安政元	(一八五四)年	一月	一日
安政三	(一八五六)年	一月	二九日
安政三	(一八五六)年	一月二〇日	～安政四(一八五七)年一月二九日
安政四	(一八五七)年	二月二六日	～安政六(一八五九)年七月二九日
安政六	(一八五九)年	九月	一日～同年一〇月六日

安政 六（一八五九）年一〇月一二日と同年同月二六日

安政 六（一八五九）年一〇月二八日と同年一二月三〇日

万延元（一八六〇）年七月九日と同年同月一〇日

万延元年（一八六〇）年一〇月二一日

文久元（一八六一）年四月六日と同年七月一〇日

文久元（一八六一）年一二月二十四日と同年同月三〇日

文久 二（一八六二）年一二月二三日と同年同月二九日

元治元（一八六四）年一月一日と同年同月四日

元治元（一八六四）年一二月二三日と慶応二（一八六六）年一月一〇日

慶応 二（一八六六）年二月五日と同年七月三〇日

慶応 三（一八六七）年一二月一四日と同年同月一六日

⑧ 参 府

参府関係の文書は正徳三（一七一三）年から幕末まで残っている。その残り方は幕府によって決められた高木家の参勤の仕方を措いては考えられない。

交代寄合は隔年の参勤を義務づけられていたが、高木家のばあい、当初はどのようであったかは不明である。はっきりしているのは、寛文八（一六六八）年に、二家と一家で隔年に参勤することを命ぜられていることである。つまり、一家をとつてみると、普通の交代寄合なみである。ところが三人のうち一人が幼少で家督を

継いだばあい、彼が一五、六才になって「初而御目見」するまではほかの二人が交互に参勤をした。このような例は享保年間と天明年間にみられる。そして一五、六才になって「初而御目見」が許されたときは、その年に順番が当っている一人に伴われて、二人で参勤することになる。以後はその二人とほかの一人が交互に参勤を繰りかえしていく。こうして、幕府の側に立ってみると、毎年欠けることなく「高木家」からの参勤があるのである。

しかし、つぎのばあいは免除された。すなわち、濃州、勢州、尾州の河川普請の見廻りを勤めた年とその翌年である。この二年間の免除は、おそらく、高木三家のうち、二家と一家が隔年に参勤をしているときの処置であろう。そのうえ、参勤を免除された年限中に、二度、三度と見廻りを命ぜられたときは、その回数だけ繰りこして免除されている。また、家督相続の「御礼」に参府したときは、その翌年は免除された。さらに病気のばあいも免除されている。

文久二（一八六二）年に、幕府は大名の参勤交代制度を緩和し、三カ年在国邑し、一〇〇日在府するものとした。高木家ではこれを自分にも適用するようになると要求し、結局、毎年一家ずつ参勤することが許され、それぞれの家にしてみれば一年おきが二年おきに緩和されたのである。

以上のような諸要因の組みあわせによって、参勤をするかしないかが決つてくるのである。ひとたび参府となれば、道中の供給の調書、村々宿々への「先触」、宿ごとの人馬賃錢の支払留帳、宿泊費の請取書、川越人足質の請取書、江戸における挨拶まわりの下調べ書、贈物、献上物の目録、「御目見」の手順の下調べ書、等々、様々の文書が残されることになる。

高木家の軍役負担を示す『御軍役之次第』という史料は、「慶長二十乙卯年被仰出候」としてある。ただし「乙卯」は、「辰」を朱筆で訂正し、その横に記してある。幕府によつて軍役の人数割が最初に定められたのは元和二(一六一六)年のことである。十二支でいえば辰年であるが、これを「慶長二十(元和元)辰年」と誤つて記録していたようである。同類の史料がほかに二点あるが、両方とも「慶長二十辰年」としてある。この誤りにあからざり、『辰』を残しておくのではなく、「慶長二十年」を基準として、その年の干支の「乙卯」を書きくわえてしまい、結局、年次と干支のくい違いは訂正されたが、歴史的事実とは異なることになってしまった。

そればかりでなく、内容的にも大きな疑問がある。軍役の内容を、騎馬二、旗一、鎧五、弓二、鉄砲三と記し、「註書」として「旗者、雖為高五千石以上之事、交代寄合者万石以上ニ准候事ニ候得者、構無之由、然共、五千石旗二本故、暫略而為一本、雖高千石、交代寄合者格別也、因之、二千三百石ニ而人數凡七十人、三千石以上之可為心得事、以上」が記載されている。まず事實と違う点をあげれば、旗は五千石(二本)から備えられるが、元和二年の軍役では三千石(一本)以上(『武家嚴制錄』『徳川禁令考』)とある。この「註書」と合致するのは、寛永一〇(一六三三)年、慶安二(一六四九)年の改定軍役(『日本財政經濟史料』『武家嚴制錄』)。ただし『徳川実紀』、したがつてそれを典拠とした『徳川禁令考』、では四千石(一本)以上となっている。)である。つぎに、「註書」のように、旗以外は三千石以上に準ずるとすると、元和度の軍役では下限の三千石で騎馬四、鎧一五、弓三、鉄砲五がなければならないが、この史料ではそれ以下となつており、鎧の数にいたつては元和度の千石なみにすぎない。この史料に記された軍役の内容は、むしろ寛永度、慶安度の軍役と一致する。以上のような二点から、この史料は元和二年の軍役を記しているのではなく、寛永度ないし

は慶安度の軍役を記しているものと推測される。以上に示されるところから判断すれば、この史料は二重、三重の誤解を含んで作成されていると言つてよいであろう。

この項には「供立」についての史料が含まれている。そのなかには『陣立図』もある。これは、成立年代が不明ではあるが、高木家が実際に軍事力を発動しようとするとき、幕府から定められた公的な軍役にもとづく武器、人數を中核として、さらにそのまわりにどれだけの態勢づくりをしなければならないかを図示している。たとえば、「郷頭」、「郷鉄砲」、「郷中間竹籠」などがその一翼を担わされていることは、さきの家臣団編成との関連で注目する必要がある。また、幕末の『非常之節御供立』は、出陣時の行列の組み方とそれぞれの武器と人名を調べたものである。それによると、一本紙を許される「御足輕格」、「御徒士格」など(『調査報告』三五ページ参照)が重要な戦力とされていることがわかるが、これなども同じような問題であり、ひいては、高木家の旗本としての権力のあり方の特徴を示唆するものである。

(10) 軍備

まず「鉄砲改」関係文書からみていく。このグループで最初のものは貞享五(元禄元)一六八八年付のものである。『徳川実紀』によれば、幕府は前年の貞享四年一二月二日に大目付河野權右衛門道定と作事奉行加藤兵助泰茂を「鉄砲改役」に任じ、全国に「鉄砲改」を令したとある。この文書はそれへの対応を示すものである。このときの調査では、領内に合計二五挺の鉄砲があった。このうち二挺は漁師のものである。残りの二三挺は農民持ちで、このうち一ヵ村に複数あるばあいには、猪、鹿などを追いはらうために、「玉込不申おとし筒」として一挺だけを残し、そのほかは取りあげ、時郷、多良郷それぞの代官に預けることとした。そして、鉄砲を所持する農民、漁師、その所属する村および鉄砲を預かった代官から、『預り手形』を取った。このよ

うな鉄砲取りあげについての幕府の指示はみられず、むしろ高木家の方からそうしたいとの願書を加藤兵助あてに出していることから、幕府の、「鉄砲改」を機に、高木家が独自でやったことと判断できよう。ともあれ、加藤はその願書にたいして一〇項目の詳細な指示を出しているが、内容にはふれず、記載の仕方についてだけ指摘していることから、高木家の施策は結果的に幕府の承認を受けたものといえる。その指示にもとづいて書きなおし、幕府に提出したものが、貞享五年四月一日付『鉄砲改帳』である。

このほか「鉄砲改」関係の文書は、元禄一六（一七〇三）年、宝永五（一七〇八）年、正徳三（一七一三）年、寛保三（一七四三）年、寛延二（一七四九）年、天明四（一七八四）年、文政五（一八二二）年のものが残っている。このうちまとめて残されているのは天明四年と文政五年のものである。

幕末期における軍備の点検と拡充は、ほかならぬ幕藩体制の危機という事態が要請したものである。高木家ではこれにそなえて、文久二（一八六二）年前後から西洋流砲術を導入している。『西洋鉄砲御賈上代金請取一五六』によると、慶応元（一八六五）年に二百挺分一二〇両が支払われているし、明治二（一八六九）年には、ライフル、短銃が三〇挺もあったというから、銃器を買い入れるだけでも出費は大きかったであろう。『武器入用金出入覚帳』によれば、文久二（一八六二）年から慶応元（一八六五）年までに、実に八二二両あまりにのぼっている。

(1) 武術

この項には、高木氏ならびに家中の侍の武術鍛錬に関する史料が分類されている。

『軍学御入門』付山本多右衛門義大垣表江御頼被御込候御用留』によれば、高木氏は天保一三（一八四一）年に山鹿流の兵法を学ぶために、大垣藩に仕えていた山本多右衛門治義の門下となつた。講義は山本を多良にてもらう。最後に、その朱書も含めて清書し、これで学を修めたことになる。

兵法の修得のひとつであろうが、高木家文書には『城郭絵図』、『陣地絵図』などの習作が数多く残されていいる。

そのほかの武術関係の史料としては、大坪流馬術、弓術、小野流一刀流剣術、種田流鎧術、先意流薙刀、洋式砲術などのものがある。弓術、剣術、鎧術などは集義館という高木家の道場で、家臣の子弟を集め訓練していたようである。幕末になつて取りいれられた洋式砲術については、『西洋調練出席帳』や『映國陸地歩兵練法小隊号令詞』などによって様子がわかる。

(2) 収支見積

この項には、米、金錢の出入の見積書がまとめてある。あくまでも見積であるから実際の財政状況を示しあしないが、概括的な把握は可能である。

収支の見積を一帳にまとめてある史料にはつぎのようなものがある。

『取締者』の收支を見積った『歳収歳出表年積帳』と月ごとの定例の支出を書きあげた『年中諸調入用定期割方帳』とを續じあわせたものは、文政二（一八一九）年、同五（一八二二）年、天保二（一八三一）年、同三（一八三二）年、同五（一八三四）年だけ残っている。

年中諸御入用定式割方帳	弘化二乙巳年一月
年内御入用調帳	弘化四丁未年一月
年内御入用調帳	弘化四丁未年一月
〔年内入用調帳他〕	
年内入用調帳	
年内御入用調帳	嘉永三庚戌年正月
御入用金凡積り立帳	安政〔七〕庚申年正月
定式年内御入用調帳	嘉永四辛亥年一月
	嘉永七甲寅年七月
	安政三丙辰年三月
	西高木勘定所
	勝手方
	三和六左衛門
原	原
原	原
原	原
原	原
半縦	半縦
半縦	半縦
切紙	切紙
半横	半横
一冊	一冊
半縦	半縦

② 藏米收支

まず『御藏御春屋勘定目録』のグループについてみていく。この史料は若干のものが「御藏御春屋米譜(取)払勘定目録」とされているが、内容的には同じであり、むしろこの方が内容をより精確に表現している。すなわち、この史料の内容上の要点は、用人によって月ごとの藏米の出入が記され、最後に一年分が決済され、家老に差出されていることである。このグループは史料の記載上からいって三つに分ける事ができる。一つは、天明二(一七八二)年付以前のもので、表紙の標題が「御藏御春屋勘定目録」となっているにもかかわらず、なかの月ごとの標題が「御春屋勘定目録」というものしか出てこないものである。それにたいして他の一つは、

天明五(一七八五)年付以降のもので、「御藏勘定目録」と「御春屋勘定目録」が毎月別途にたてられている。その間の天明四(一七八四)年付のものは毎月「御藏御春屋勘定目録」となっており、内容的に前者と変りはない。さらに時代を下って、第三番目に、このグループの末尾になる文政七、八(一八二四・五)年のものは「御藏勘定目録」のみで「御春屋勘定目録」の記載を欠いている。内容をみても「御藏勘定目録」により「御春屋」のそれを補うことは出来ない。これらは帳尻に余白があり、文政八年付のものにいたっては二月までしか記載されていない。このことから、本来は第二のグループと同じであるが、何らかの理由で「御春屋」の分を書き落しているとみてよいであろう。ところが前二者を比較してみると、最初のものが、「御藏」の分を欠いているといつてしまえないので残る。それは第一に記載のしかたによる。すなわち藏米の「入」の部分には「御春屋有米」、「村々々請取」、「御買米」などが併記されている。また「出」の部分には春きあげた白米の払いのほかに、家臣への扶持米が記されている。年貢米の受取りや扶持米の支給は「御藏」の機能と考えてよいであろう。第二に、前にふれたように、天明四(一七八四)年付のものには「御藏御春屋奉行」を兼帶していたとあり、役職的にも一緒のものとされていることである。以上の三点から、最初のグループは表紙の標題どおりの内容を充足しているものとしてよからう。そのばあい、「(御藏)御春屋勘定目録」とされたものが、「御藏」と「御春屋」とを区別するようになつたことの背景には、職制上の変化があつたのか、あるいは単に記載上の変化なのかは、今の段階では判断できない。ともあれ常に同一人によって作成されてきた目録

であることにはちがいない。以上の検討から、『御藏御春屋勘定目録』は、不完全な文政七、八年付のものを除いて、安永四（一七七五）年から文政六（一八二三）年まで約五〇年間の、「御藏」と「御春屋」の二階梯における蔵米の収支がトータルに把握できるものであることがわかる。ただし、安永六（一七七七）年、同九（一七八〇）年、天明三（一七八三）年のものが欠如している。

つぎに『御藏米納払帳』を紹介する。これは蔵米の出入のたびに「正有米」高と出入の内訳を書きついでいたものである。主として米俵の数で記してある。作成者は「御藏掛御用入」、「御藏奉行」、「御藏吟味役」の三人となっている。「雜藏^カ出ス」、「御米藏^カ出ス」などの記述があり、「御藏」段階での蔵米収支が記載してあることがわかる。この一連の史料は、文政一〇（一八二七）年一月から同一一年一〇月分、天保元（一八三〇）年一一月から同三年二月分、天保六（一八三五）年一二月から同七年一〇月分を欠いているのみで、文政八（一八二五）年二月から天保一三（一八四二）年一一月までの分が残されている。ここで注意すべきことは、このグループが文政八年二月の記載から始まっていることである。前の『御藏御春屋勘定目録』がやはりこの年の二月で終り、それとその前年の目録は「御春屋」の分がなく、その標題からすると不完全なものであった。これらを比較してみると、時期的にも内容的にも直接つながるものであることがわかる。つまり文政七、八年の『御藏御春屋勘定目録』の不完全さは単なる書き落しによるものではなく、『御藏米納払帳』への過渡期を示すものだったのである。したがって、「御藏」段階での蔵米収支に視点を限るなら、安永四（一七七五）年から天保一三（一八四二）年までの七〇年近い期間にわたる変遷をほぼ完全にたどることが可能となる。

つぎのグループは「御藏」への入米を示すものである。まず延享三（一七四六）年と寛延三（一七五〇）年

の『御藏納米帳』は領内村々の納米や商人からの買入米の量と日付が書きあげてあり、月ごとに集計されているものである。また文化六（一八〇九）年から文政八（一八二五）年までの『御藏納米請取覚帳』は毎年一冊ずつ都合一七冊が残されている。村ごとに、納めた米の俵数、月日そして「納順」が記してある。これをひき継ぐものとして『米納御藏入請取覚帳』がある。内容的には同じことであるが、前者が淨書してあるのに比べて後者は走り書である。成立のちがいを示すものかもしれない。この『米納御藏入請取覚帳』は嘉永二（一八四九）年から同四年、安政元（一八五四）年、同四年、同六年、万延元（一八六〇）年、文久元（一八六一）年、同二年、明治元（一八六八）年の一〇冊が残されている。このグループは「年貢」の項との接点ともいうべきものであり、とくに後二者は『米納帳』と隣りあう位置にある。それを区別する目安は「御藏方」の作成するものであるかどうかに置くことは、すでに述べたとおりである。

つぎに「御藏」からの出米を示す史料のグループをみていく。このグループを構成する史料の種類とそれぞれの残り方を示すと、つぎのようになる。

『御藏米御春屋扶持方渡覚帳』

寛政四（一七九二）年正月～文政八（一八二五）年一二月 三四冊

『御藏米渡方覚帳』

文政九（一八二六）年二月～同二〇月 一冊

天保元（一八三〇）年一一月～同二年一一月 一冊

天保八（一八三七）年一一月～弘化元（一八四四）年一一月 七冊

『御藏米渡方出入覚帳』

弘化二（一八四五）年一一月レ嘉永五（一八五二）年一〇月 七冊
嘉永六（一八五三）年一二月レ安政五（一八五八）年八月 五冊
万延元（一八六〇）年一一月レ文久元（一八六一）年一〇月 一冊
文久三（一八六三）年一一月レ慶応元（一八六五）年一〇月 二冊

『御藏米出入覚帳』

慶応三（一八六七）年一一月レ明治三（一八七〇）年九月 三冊

右のように相異なる標題をもつこれらの史料は、内容的には同じである。各項目には、米の量、月日、米を渡す相手、などばかりでなく、その理由が簡潔に記載してあり、「御藏」段階の米の支払をトータルに把握できるとともに、個別具体的にもわかる。また「家臣」の「扶持」の項とも関連する。以上の史料とは内容的に異なるが、このグループに含まれているものに、寛保三（一七四三）年の『御春屋米渡帳』がある。「御藏」から「御春屋」への米の移動を示す帳簿である。

一
卷之三

慶応三(一八六七)年一一月、明治三(一八七〇)年九月

弘化二（一八四五）年一月、嘉永五（一八五二）年一〇月
嘉永六（一八五三）年一二月、安政五（一八五八）年八月
万延元（一八六〇）年一一月、文久元（一八六一）年一〇月
文久三（一八六三）年一一月、慶應元（一八六五）年一〇月
五册
一冊

御勘定目録帳	明治二巳年一二月	平塚忠四郎・小寺善八 日比弌三右衛門	原 羊織 一冊
--------	----------	-----------------------	---------------

いきのグルーバーは、精白したうるち米ともち米の消費を毎日書きとめた史料である。定式と臨時とがあり、「上中糯白御定式（あるいは「御臨時」）私方日記」がそれである。定式のばあいの内容は、まず「御膳米」として毎日一定量の支出を記したあと、「上白御定式」、「糯白御定式」として、神事・仏事、そのほかの儀式で使用した供物用白米を書きあげ、さらに「中白御定式」では「御中間」の扶持と「表奥御次、朝夕」のための支出が記載してある。「上白」、「中白」、「糯白」の使いわけはこのように明確であり、臨時の支出のばあいもこの区別にそって使用されている。この帳簿は安政六（一八五九）年から明治四（一八七一）年まで、定式、臨時ともにほぼそろって残されている。欠けているのは元治元（一八六四）年の定式分、明治一二（一八七〇）年の定式、臨時分だけである。

以上の一連の史料に比べて少々性格を異にするものに、正徳三（一七一三）年、享保七（一七二二）年、同四（一七二九）年の『御藏算用帳』がある。標題からすると『御藏御眷屋勘定目録』に連なるべきかとも思われるが、内容的にみると別のグループとしておいた方がいいようである。というのは、藏米についての「御藏目録」ばかりでなく、「大麦目録」、「小麦目録」、「大豆目録」、「小豆目録」、「稗目録」、「油莊目録」、「胡麻目録」もおのおの記されているからである。おそらく「御藏」の分化が進んでいない段階を示すのであろう。「小物成」との関連にも注意する必要がある。この史料は三冊になつているが、記載内容は正徳三（一七一三）年から元文三（一七三八）年まで二五年分の目録である。

(4) 金銭収支

前にも記したように、この項は金銭の出入にそつて分類してあるので、史料の直接的な相互関連については、そのつど述べていく。

まず『金銀（錢）請取上納覺帳』は用人が請取った御用金、調達金、先納金、そのほかの金を「年寄」に上納していることを示す史料である。入手先を簡潔に記している。安永二（一七七三）年、同四年と天明二（一七八二）年、同四年と同五年、慶応二（一八六六）年のもの一二冊が残っている。

これと密接に関連しているものに『年中御用達米金勘定帳』あるいは『年中米金御用達勘定目録』がある。これは「米金」についての勘定帳であるが、年貢との関係、それを「御用達」として個人に請負わせていることなどに注目される。安永六（一七七七）年から天明二（一七八二）年までの六冊がある。

『金銀錢取立上納覺帳』は、さきの『金銀（錢）請取上納覺帳』と同類のもので、時期的にいって、その代りとなるものである。用人によつて作成されるこの帳簿は、大麦、小麦、大豆、小豆、稗、荏、胡麻、糀、薤など、「小物成」として農民から徵したものや、高木家の菜園で獲れた茶、蕪や、屋敷内の木材などを払下げ、その代金を上納していることを示す。払下げた日、品物とその量、相手、代金、入金の日と金額、それを担当した役人名、と記載は詳細にわたる。そして末尾を、「請取上納仕候」、あるいは「請取上ル」と結んでいる。誰に上納しているかについては、のちに他との関連でみると、史料の残り方は、寛政元（一七八九）年にはじまり、明治三（一八七〇）年まで終っている。そのうち、文化元（一八〇四）年、同九年、文政一一（一八二八）年と天保二（一八三一）年、安政元（一八五四）年と同六年、文久元（一八六一）年、慶応二（一八六六）年と同三年、明治元（一八六八）年の分が欠けている。

これと並列的な位置にあるのが、「年寄」作成の『金銀上納覺帳』である。主として「御藏米」の払下げ代金、年貢金、山年貢金を「請取上納」したことを示している。さきの『金銀（錢）請取上納覺帳』の方にも「御藏米」が記載されていることもあるが、多くはないし、ある例では、「年寄」の都合が悪いので用人から上納する、との注記がされているところから、「御藏米」とそれ以外とは、その代金上納の手続上で区別されたとしてよいであろう。ここに高木家の職制を考えいくための一つの材料が与えられている。『金銀錢上納覺帳』は前者に比べて多くはなく、寛延三（一七五〇）年、宝曆元（一七五一）年、天明五（一七八五）年から文政元（一八一八）年までの三六冊が残っている。

ところで、この二つの史料はともに「上納」とあるが、その上納先を示す史料が『收納臨時金銀錢方受取帳』である。これには「渡方共」との添書があり、金銭の收支を示すものである。受取の記載事項をみていくと、それらはすべて前二者の事項と一致している。さらに表紙には、高木家の雅号ともいいくべき「郁季館」、あるいは「幾利館」との名がみえ、一部には「冠山」の署名もある。冠山とは、明和三（一七六六）年に家督を相続し、文化九（一八一三）年に隠居した高木修謹貞敏のことである。これらのことから、高木氏自身による財政の掌握があったことが予測されるが、断言はできない、というのは、冠山は文政二（一八一九）年に死亡しているにもかかわらず、この史料は文政八（一八二五）年まで同じ形式で続いており、次代の経貞が受けついだという確証はないからである。しかし、少なくとも、いわゆる「親政」の形式をとったことは確かであろう。この史料は寛政六（一七九四）年、享和二（一八〇二）年と文化七（一七一〇）年、同九年と文政三（一八二一）年、同五年と八年、以上二三冊が残っている。

最初にあげた『金銀（錢）請取上納覺帳』に直接対応するものに『金銀錢請取覺帳』がある。これは用人が

上納した金銀を、「年寄」が受けとったことを示すものである。この帳簿には用人に渡した金を記しているものもあり、事実上、年寄の段階が元緒になつてゐることがわかる。前の『収納臨時金銀錢万受取帳』よりも時期的にはやい。すなわち、残っているものは宝曆一三（一七五三）年、明和三（一七六六）年、同五年、同七年、安永二（一七七三）年～天明二（一七八二）年、・同五年付である。

この「渡方」だけを独立させた帳簿が『金銀錢渡覚帳』である。月に二回程度支払い、使途は明記せず、金額と日付のみを記してある。宝曆八（一七五八）年、明和六（一七六九）年、同八年～天明二（一七八二）年、・同五年付である。

同五年～同七年が保存されている。

用人はこれを受けて諸方への支払いにあてていく。それにかかる史料はつきのようなものである。（＊印

は一年に複数冊のものを含む）

【金銀請払帳】

延享二（一七四五）年

一冊

【金銀請払覚帳】

宝曆元（一七五一）年、同六年、同八年、明和元（一七六四）年

四冊

【諸御入用金銀錢請取払覚帳】

明和八（一七七一）年～安永二（一七七三）年

＊七冊

【金銀錢（御）請（取）払覚帳】

安永三（一七七四）年～天明二（一七八二）年

九冊

天明四（一七八四）年～寛政三（一七九一）年

八冊

【御払金銀御請取帳】

寛政五（一七九三）年～文化六（一八〇九）年
文化八（一八一一年）～文政六（一八二三）年
天保二（一八三一）年
安政四（一八五七）年～元治元（一八六四）年
慶応二（一八六六）年～明治三（一八七〇）年

一七冊

一三冊

一冊

*一二冊

*八冊

【金銀錢御請取帳】

文政八（一八二五）年～天保三（一八三一）年

八冊

【金銀錢渡判帳】

明和二（一七六五）年～同三年

二冊

【金銀錢渡判帳】

天保四（一八三三）年～嘉永五（一八五二）年

一冊

二〇冊

【金銀錢渡判帳】

文政八（一八二五）年～天保二（一八三一）年

七冊

天保四（一八三三）年～嘉永五（一八五二）年

一〇冊

安政元（一八五四）年

一冊

これらの史料によつて、用人段階における消費のための金銭出入は、一八世紀後半から幕末・維新期まで、ほ
ぼ網羅的にとらえることができる。それ以前のものは、むしろ、この項の別のグループ、すなわち商人その他
への直接の支払いに重点がかかるべきものである。つきの表に掲げるものがそれであ
る。

標題	年月日	作成	宛名	
金 払 覚 帳	享保二丙午年四月十五日			
金 払 覚 帳	享保一二丁未年正月			
金 扦 覚 帳	享保一三戊申年正月			
金 扦 覚 帳	享保一五庚戌年正月			
金 扦 覚 帳	元文元辰年一月			
金 扦 覚 帳	元文二巳年一二月			
金 扦 覚 帳	元文四未年正月			
金 扦 覚 帳	元文六酉年正月			
金 扦 覚 帳	寛保二戌年正月			
金 扦 覚 帳	寛保四子年正月			
小原 小原 小伊 小伊 小伊 小伊 小伊 寺田 寺田 寺藤 寺藤 寺藤 寺藤 寺藤 助嘉 助嘉 助幾 助幾 助幾 助幾 助幾 右左 右左 右右 右右 右右 右右 右右 衛衛 衛衛 衛衛 衛衛 衛衛 衛衛 衛衛 門門 門門 門門 門門 門門 門門 門門				
原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 半綻 一冊 一冊				形態
				点数

このほか、支払いに関する史料は種々あるが、ここではそれらをいちいち紹介はしない。おもなグループだけをあげておくと、台所方の入用関係、高木氏の小遣金、奥向入用、役人出役中勘定書類、人足賃払い、諸通帳などである。

この項の総括的文書は『川除御入用^{并ニ}諸職人其外品々御書出シ帳』（以下『品々書出シ帳』と略す）である。つぎの表のように、五〇余年間にわたっている。

年次	時	多良	年次	時	多良
文化 12	○	○	安政 5	○	○
13	○	○	6	○	○
文政 8	○	○	万延元	○	○
9	○	○	文久元	○	○
10	○	○	2	○	○
11	○	○	3	○	○
12	○	○	元治元	○	○
天保元	○	○	慶応元	○	○
3	○	○	3	○	○
4	○	○	明治元	○	
5	○	○			
6	○	○			
8	○	○			
9	○	○			
10	○	○			
11	○	○			
12	○	○			
13	○	○			
弘化 2	○	○			
3	○	○			
嘉永 3		○			
安政 2	○	○			
4	○	○			

○—○…… 両郷で一帳

この帳簿の内容を總括すると、村ごとに、川除普請のための諸経費（人足の扶持米を含む）、「御役人馬」や武先、足輕、中間などの扶持米、諸職人賃金、融通講の戻し金などが米で算出されている。ところで、この文書が總括的であるとしたのは、この記載項目のなかのいくつかは、別な帳簿の帳尻の書き写しとなっているからである。「御役人馬」そのほかの扶持米は『時多良人足役馬木樵薪付馬^{并ニ}御足輕御武先別雇書出シ帳』、あるいは『御徒士格御足輕御武先別雇御茶之間雇兩郷役人馬木樵薪付馬御扶持方下宿料御茶代御書出シ書上ケ帳』（以下『御扶持方』と略す）を村ごとにまとめたものであり、諸職人賃金の項目は『諸職人御雇日記』、あるいは『諸職人年内御雇其外品々御書出帳』（以下『諸職人』と略す）と密接な関連をもっている。また、川除普請のための諸入用を村ごとに書きあげた帳簿に、『御扶持方』と『諸職人』を綴じあわせて、「川除御普請諸色御入用同人足扶持、御用人足同役馬木樵薪刈扶持、諸職人作料同扶持方、下宿入用其外御買上品御払方品々、配府帳」という標題をつけた帳簿をみれば、この『配府帳』を村ごとに集計しなおしたもののが『品々書出シ帳』であることから、『品々書出シ帳』、『御扶持方』、『諸職人』は、帳簿操作の一連の過程のなかに位置づけられるべきものであることがわかる。そこで、それぞれの内容をみていく、内容上の関連を明らかにしていくことにする。

まず「御扶持方」についてみよう。これはつぎのようないくつかの項目に分けて記載されている。「御徒士格^{并ニ}御足輕出越之覚」、「御武先遠行^{並ニ}地廻り共覚」、「御領分村々別雇」、「御茶之間雇」、「御用人馬御扶持方」、「時多良村々人足役馬増賃」、「土分御雇」、「下宿^{并ニ}御茶御買物」などである。徒士格や足輕はどのような仕事に使われているのかは記していない。氏名と出勤日数、給米と扶持米が算出されている。出勤日数については、「一ヶ月十日出勤之外」とあるものが多く、規定以上の出勤についての手当であること

に注意を要する。また文久二（一八六二）年付の帳簿には、徒士格は足輕格とともに、「鉄砲稽古」に出勤したとある。そして翌年からは「鉄砲稽古人御手当」という新しい項目がたてられている。これは「軍備」のところに指摘した洋式武器の整備の時期と照應する。武先は、各人にについて「地廻り」と「遠行」の二種類あり、それぞれ使われた頻度が人数で記してある。さらに、その雇料銀とその代米、扶持米が記載されている。仕事の内容はこの史料には記していない。「御武先別雇御扶持方控帳」によれば、「遠行」とは、名古屋や高田などの遠出の人足のことであり、「地廻り」とは、餅つき、庭番の代理など、屋敷廻りでの雜役である。「御茶之間雇」についてはその内容は具体的にはわからないが、娘が雇われているところから、小間使のようなものと想像される。「御用人馬御扶持方」は「村入用」の項ですでに述べた「御役人馬」と関連をもつていて、「御用人馬御扶持方」の項は、村ごとに、人足、出入、樵人足、役馬、木付役馬などにわけて、それぞれの人数、疋数、その扶持米（人、馬ともに七合五夕ずつ）を記している。さきの『御役人馬^并村入用御印紙帳』に記載された、「御役人馬」を、この種類わけに従って集計しなおすと、人数、疋数については一致している。ただし、この点が問題であるのだが、一方は米で、他方は銀で記帳されている。そして、この銀で評価されたものは、米が扶持であるのにたいして、「賃金」なのである。扶持米と「賃金」が同じものの異称ではないことは、『実=奉恐入候得共無拵奉願上候間宜奉願上候』（年次不明）の願書に、「小前之者」の要求として、双方の増額の件が出ていることからわかる。同一の労働にたいする二重の評価が、分離されてとりあつかわれているのである。すなわち、一方では夫銀として、そして他方では、のちに述べるように年貢として操作されている。これと関連して「時多良村々人足役馬増賃」とは、さきの「御用人馬」で一定の距離を越えたばあい、その分だけの賃錢を加算したものである。その境となるのは、美濃高田、室原、閑ヶ原、伊勢市場などで、宮村から

およそ三里の地点である。この「増賃」が米に換算されて、扶持米と同じあつかいをうける。以上のように、「御扶持方」には、夫役的なもの、家臣給与の村譜的なもの、賃物の支払いなどが混在したかたちとなつてゐる。

「諸職人」は、大工、木挽、瓦屋、疊屋、籠屋、左官、屋根屋などを雇つたときのものであり、主として高木家の屋敷の造作、修理に使われている。これら職人の作料が米に換算され、村に割りあてられている。そのばかり、諸職人の作料を合計して村々に割りつけるのではなく、たとえば、大工の喜平次の分は福宣村に、桶職人の誰の分は何村に、というように、職人と村との結びつきが明確にされていることが特徴である。

こうして、「扶持方」、「諸職人」で書きあげられた各項目の米の量は、村ごとにまとめられ、『品々書出シ帳』の、はじめにあげた諸項目と並んで記載される。『品々書出シ帳』では、これらの諸項目の米の量を、あるばあいには「納米」と名づけて、合計している。この「納米」の意味を探っていくと、すでに昨年度整理をした『御勘定目録』（『調査報告』三六ページ以下）の「内 納リ方」の項目のなかに、年貢納入量の記載とならんで「品々御書出シ」としてその数字が見つかる。つまり、さきにあげたような諸経費が、年貢の一部として納めたことになっているのである。それではこれらは年貢としてあつかうべきであろうか。それについて考える材料に、つぎの文章を引用しよう。

『御領分村々江役人足被仰付儀、已來者急度可被停止、誠ニ御無人ニ而御差支ニ相成候ハ、中間一人御抱可被仰付候、……中略……御交代御在國之御方様者部而役人足御停止申上候、七合五夕ニ而安き故、度重り、御損ニ御座候、殊、村方尻抱有之、御上下モ之御損ニ御座候、必御停止可被仰付候』

これは寛政七（一七九六）年付の『御屋敷御取締御幕方目録』から引用した。この史料は東高木家の家政政

策とでも言うべきものである。ここでは「役人足」だけを問題にしているが、同じメカニズムで消費される他の諸経費が、領主財政に占める位置を示唆しているものといえる。すなわち、高木家にとって、これらの経費の増大は、年貢を増徴しないかぎり、実際に手に入れる年貢量の縮小となつて現われる。したがつてこの諸経費は、いわば領主財政における支出の一形態として、支払いの清算を村に請負わせるかたちをとった支出として、とらえられる。

(以上)